

第三十三回国会 科学技術振興対策特別委員会議録 第二一 号

昭和三十四年十一月十三日(金曜日)委員会において次の通り小委員及び小委員長を選任した。

台風科学対策に関する小委員

秋田 大助君 小平 久雄君
西村 英一君 平野 三郎君
前田 正男君 村瀬 宣親君
岡 良一君 岡本 隆一君
堂森 芳夫君 松前 重義君
内海 清君

台風科学対策に関する小委員長

村瀬 宣親君

昭和三十四年十一月十三日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 村瀬 宣親君
理事 西村 英一君 理事 平野 三郎君
理事 岡 良一君 理事 岡本 隆一君
天野 公義君 小川 平二君
木倉和一郎君 小平 久雄君
橋本 正之君 細田 義安君
松前 重義君 内海 清君

出席國務大臣

中曾根康弘君

出席政府委員

總理府事務官 原田 久君
(科学技術庁長官官房長)
總理府事務官 佐々木義武君
(科学技術庁原子力局長)
總理府技官 法貴 四郎君
(科学技術庁原子力局次長)

十一月七日

核燃料物質の加工の請負に伴う外国

第二類第三号

科学技術振興対策特別委員会議録第二号 昭和三十四年十一月十三日

人等の責任の免除等に関する法律案
(内閣提出第一八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長選任に関する件
参考人出席要求に関する件
核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案(内閣提出第二八号)
科学技術振興対策に関する件

○村瀬委員長 これより会議を開きます。

核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取することといたします。中曾根國務大臣。

核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案

核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律

政府は、政府が所有し、又は国際条約に基づき購入することとなり、若しくは貸与され若しくは貸与されることとなる核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。)について、原子炉(原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいう。)に燃料として使用できる形状又は組成とするための加工その他政令で定める加工を外国人又は外国法人に請け負わせる場合においては、当該加工を行った工場から積み出された後に生じ、かつ、当該加工に基づく事実に対するすべての責任について、当該外国人又は外国法人に對し、その責任を免れさせるようにし、及び損害を与えないようにすることができるとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

政府が核燃料物質の加工を外国人等に請け負わせる場合においては、外国人等の責任を免除する等の措置がでるようにならなければならない。これが、この法律案を提出する理由である。

○中曾根國務大臣

本日、ここに御審議をお願いいたします核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。先般の国会において御審議をいただきました日米原子力一般協定によれば、わが国政府は、米國政府から受け入れる核燃料物質の引き渡しを受けた

後は、米國政府に對し、その生産、加工等から生ずるすべての責任を免除し、損害を与えないようにすることとされております。これは、いわゆる免責条項と呼ばれるものでありまして、同趣旨の条項は、日英原子力協定にも規定されているところであります。

しかしながら、現在わが国が必要といたします核燃料の加工の請負の相手方は、協定相手國の政府ではなく、相手國の民間業者の場合が多いのでありまして、核燃料加工に関する國際間のこの種契約の通例に従い、この加工業者をも免責し、損害を与えないようにすることとなれば、核燃料加工を請け負わせ、実施することは現状において事実上不可能であります。

他方、財政法は、國が債務を負担するには、予算によらない場合は法律に基づき、これを必要とする旨の規定を設けておられますが、政府が外国人に核燃料加工を請け負わせるときに当該外国人を免責し、損害を与えないようにする旨の条項を含む契約を締結することが同法に規定する債務負担に該当する場合も予想されますため、この際、政府が核燃料の加工を請け負わせることとする外国人に對し、前記免責等を行うことができるものとする授權法律を制定することが必要となり、ここに、核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案を提出いたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同

あらんことを切望いたします次第であります。

○村瀬委員長 以上をもつて提案理由の説明は終わりました。本案に對し質疑の通告があります。これを許します。岡良一君。

○岡委員 いずれ、あとで資料をいただいた上で、また質問をいたしたいと思ひますが、たまたま中曾根委員長は、この日本における原子力三法の立案の衝にも当たられましたので、この機会に、一言お伺いをいたしておきたいと思ひます。

それは、原子力基本法の第五章、御存じのように、この章におきましては二条を設けまして、核燃料物質の管理に関する規制が規定されておりますが、その第十二条には「核燃料物質を生産し、輸入し、輸出し、所有し、所持し、譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行方規制に従わなければならない」という規定があるわけでありまして、そこで、この法律に基づいて原子燃料公社が発足いたしました。原子燃料公社法によりますと、その第一条には、明確に「原子燃料公社は、原子力基本法に基づき、核燃料物質の」云々ということに相なっておりますわけでございます。そして、その業務といたしまして、第十九条には、第一項第一号から第七号までが具体的に示されて、この業務は公社法第一条の目的を達成するために必要なものという規定があるわけでありまして、

私がお聞きしたいことは、こうして外国から燃料物質、原子物質等の輸入をいたしますが、これは、やはり原子力基本法においては、管理は別の法律によって定める、それを受けて、燃料公社法は原子力基本法によって設立されたものとして、いわゆる燃料管理について第十九条に七項目まで具体的な管理の実体が生るされておりますが、これを行なうもの、こういうふうな理解していいのでございますか。その点をはつきりさせておきたいと思ひますので、お答えをお願いします。

○中曾根國務大臣 御質問の趣旨が、よく私にはつきりくみきれないので、間違ひがあれば御訂正願ひたいと思ひますが、つまり、この原子力基本法との関係における燃料公社の機能をお尋ねになつてゐるわけでございますか。もし、そうであるならば、燃料公社は、今お読みになりました燃料公社法によりまして、第十九条に業務が指定されておるわけでありまして、生産、加工、再処理、それから輸入、輸出、買い取り、売り渡し、貸付、あるいは副産物の売り渡し、その他必要な事業、こういうふうな書いておりました、現在、この規定によつて業務を遂行してゐるわけでありまして、それで御質問のポイントが、わが国における燃料要素の管理を国家管理的形で将来行なうか、あるいは民間が処理するといふ方向に持つていくか、その場合、燃料公社がどういふ役割を引き受けるかといふことでございませうか。その辺ちよつとあいまいでありましたので……

○岡委員 御存じのように、原子力基本法で、すべての原料物質、燃料物質

を公共的管理に置こうではないか、あの議論のときには、速記録でも明らかに、諸外国では、これらの燃料物質、特殊核燃料物質などのごときものが、いわゆる軍事的な目的に供用されておる、しかし、日本は基本法によつて平和目的に限ると規定されてゐるのであるし、下世話に言えば、物騒なものだから、これを民間に勝手に扱ひしちゃいかぬ、だから、やはり公共的な管理にしよう、そういう意味で、この原子力基本法には「核燃料物質の管理」という言葉をはつきりと打ち出しておるわけですから、そのために「者は、別に法律で定めるところにより」しかも、「政府の行なう規制に従ふなければならぬ」、この管理を受けて、燃料公社法の第一条には「原子力燃料公社は、原子力基本法に基づき、云々」といふことで、具体的に公社の業務は何かといへば、一号から七号までだ。こういうふうな、基本法から燃料公社法まで、管理は公共的な管理に置くといふことが一応原則的な大筋となつておる。古いことではあります、審議の経過から、私はそう理解をしてゐるわけでございます。一応大筋として、プリンシプルとしては国の取り扱いという形で行くんだ、そういうふうにお認めになつていただけるかどうかといふことです。

○中曾根國務大臣 外国から参ります燃料等につきましては、特に国際条約等の制約もございまして、また、燃料自体が、今のお話のように物騒な要素もないとは参りません。特に平和目的に使われるという面を確保する等の面から見て、国家が燃料の動きについて、管理について相当規制を加えなければならぬといふことは、われわれ基本法を作り出したときの考え方でありまして、そういう思想は、この基本法の中に含まれておるわけでありまして、燃料公社は、その思想の一部を受けていると思ひます。しかし、この法律に規定したものがすべて燃料公社の中に包含されて、それ以外にはあり得ないという意味においては、燃料公社の存在は、まだそこまで至つていない。この法律で定められた要素の一部を受け持つものとして燃料公社は設定されてゐるように思われます。従ひまして、核燃料及び原料の将来の動向によりまして、この基本法の精神に基づいて弾力的措置がとられることもあると思ひます。しかし、現在の状態から見ますと、燃料公社の果たす役割はかなり広い範囲に行なわれるのではないかと考へております。

○岡委員 そこで問題は、弾力性のある運用といふことはあり得る、しかし、原則的に、核燃料物質といふふうなもの、いわば非常に軍事的にも使われやすいものであるし、原子力基本法はこれを禁じておるのもあるし、もう一つは、外国との協定の中では、特に交渉の過程の記録を見ると、やはり燃料は正確が保たれたいし、しかも、万一の場合には大きな災害が予想されるゆゑをもつて、相手方は損害の責めを免責されておる、こういう事情もあるわけですから、いわば、軍事的に使われ得るという点、また、万一それが不完全であつた場合に大きな災害を及ぼし得る可能性を持つておるといふ意味において、この燃料物質の取り扱いが公共的にやるんだ、こういう意味で、プリンシプルとしては公共的だ。た

だ、問題は、たとえば、民間に原子力発電会社がある、原子力発電会社が具体的に自分の会社の買ひ込む燃料の成型、加工、その他について、予備交渉という形で相手方のメーカーと交渉することを禁止しておると申し上げるのではございせん。ただ、しかし、原則としては、やはり公共管理という形はあくまでも動かすべきではない。また、現に私どもが基本法を制定し、燃料公社法を制定したときは、そういう心組みで制定したものであるから、そういう意味で、プリンシプルはプリンシプルとして守るべきだ、こういうお考えをいただけるかどうかということ

です。

○中曾根國務大臣 プリンシプルとしては、これを公共的に管理するといふ思想はあると思ひます。特に平和目的に使うといふことや、あるいは外国との信義関係、国際条約上の規制ということもありませんから、国家は外人に対してある程度責任を負わなければならなりません、また、国民に対しては、安全保障上のいろいろな責任を負わなければならぬから、国家があくまでその行方を監視し、法律に明記したような措置がとれるように監督する責任があると思ひます。従ひまして、そういう意味においては、精神的には公共的な用意を持つてこれを処理するといふプリンシプルはとられておるだろうと思ひます。

○岡委員 それから、この法案の審議につきまして、実はわれわれの委員会としては、ともすれば原子力重点主義でありまして、燃料の問題は十分審議されておらないような感じがいたしましたので、この法案の審議に関連して、燃料のことも勉強したいと思ひます。そこで、かつていただいたおるものがございしますが、次のような資料をぜひ御提出を願ひたいと思ひます。

第一には、日本におけるウラン鉱等の埋蔵量、将来の見通し。これは東南アジア諸国——タイ等にはすでに調査団も出ておられまして、簡単な御報告も受けましたが、重ねてお願いいたします。

それから、最近カナダとの間に協定ができました。また、国際原子力機関からは天然ウラン三トンの供与も受けております。そこで、カナダとの協定あるいは国際原子力機関との協定に基づいてわが国が燃料物質、原料物質等を手入いたしまする場合における査察条項、価格その他必要と思われるものについては、どうか比較した表のようなものでお願いしたいと思ひます。なお、国際原子力機関も、最近各国に供与する燃料物質、原料物質については査察条項もかなり緩和するといふことに理事会で進められておりますので、この点もあわせて、情報を得られた上でお知らせ願ひたいと思ひます。

その次は、日本における原料物質の精錬能力、それから、どこがやつておるかといふこと。その能力といふものは、量及び将来の見通しをも含めてお知らせを願ひたいと思ひます。

それから、東海村であつた二つの原子炉が三十七年までには動き出すようでありまして、また、動力試験炉も動き出すはずであります。そこで、ここ数年間どのような種類の原料物質が要るのかといふようなことを、原子力別、また年次別に、簡単な表でお示しを願ひたいと思ひます。

それから、高速中性子炉については、大きな関心を長期計画でも示されておりますが、プルトニウムの必要の量ですが、実験段階から実用段階まではなかなかでございまして、いろいろけれども、当面実験段階としても、こうありたいと思われ、局としての構想を基礎に、必要量をお願いいたします。

それから、国内の民間会社における精錬、加工、これは第五に申し上げた点ではございしますが、特にどういふ会社があるか、それが研究あるいはその能力において、現実にはどの段階にきておるか、はたして、そこで作つたものが完全に精錬された燃料物質として使用し得るものかどうか、こういう点でございします。

それと関連して、昨年あるいは三十四年度の補助金が出たおかげでございしますが、どの会社にとりいふ目的で、この燃料物質の精錬、加工方面に關しての補助金が交付されておるか、大体この程度のことを示していただきたいと思います。

○村瀬委員長 次、科学技術振興対策に關する件について質疑の通告がありますので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○村瀬委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。平野三郎君。

○平野委員 今次国会は災害対策が中心になっておりまして、すでに前院においては特別委員会が大いに御活動をお願いしておりますが、台風災害というものについては、もちろん復旧に重点を置かれております。しかし、

その予防ということが最も肝要であつて、これについてそれぞれ災害特別委員会あるいは予算委員会等において検討も行なわれておりますが、本委員会としてはもっと深い見地から、専門的にこの問題と取り組む必要がある、こういう見地から、先ほど理事会におきまして、本委員会の中に台風科学対策に關する小委員会を設けるといふことに決定をいたしました。次第であります。いずれ、後ほど委員長から御提案があるかと存じますが、これについて中曾根大臣は非常な構想を持たれて御努力をお願いするということについて、大いに敬意を表しておるのであります。この機会に、大臣の持たれる構想のあらましを伺つておくことが適当かと思つてございします。特に、来年度の予算編成にあたつておるときでありますから、当然新年度の予算には、これに対する相当の内容が盛り上げられなければならない。

実は、私は災害関係の一人でございしますが、特に今回痛感いたしましたことは、災害の予知ということが非常におくれておる。もう少し早くわかりましたら、もっと被害を防止することができた。ことに電気が消えてしまつたがために、ラジオ、テレビというものが全く用をなさなないことになり、ことに深夜でありましたために、台風はくるということがわかつておるけれども、何時ごろにくるか、どの程度のものがくるのか、あんなひどいものがくるというとは思つておらなかつたがために、死ななかつた人々を大ぜい殺すという結果になつたのであります。この点は、もっと早く的確に知る必要があるのではないかと聞くとこ

ろによりますと、アメリカのレーダーというものは四百マイル以上にわたつて活動することができるのであるが、日本のは二百マイル程度である。これは、私は、もう少し日本のレーダーを高度化する必要がある。先決ではないかというところも考えますし、また、中共であるとか、あるいはソ連であるとかいふふうな国とも、気象の關係についてはもっと広い見地から連携をとつていく必要があるのではないかと。少なくとも、このアジアの關係諸国といふものは、こうした災害防止については、諸般の外交的な制約を超越して、密接なる連携をとる必要があるといふことも考えます。これらの点、並びに、一体日本のレーダーは現在どの程度まで達し得るのであるかというふうな点、なお、この機会に、これらの問題に対する大臣の御構想のあらましを承りたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 台風の問題に關しましては、これを科学的に研究し、でき得べくんば、これを事前に処理する方法はないものかという見地から、いろいろ検討を加えております。また、若干の政策も次の議会におきまして実現したいと存じております。

台風につきましては、まず発生する場所、それから、いかなる原因で、いかなる物理によつてこれが発生するかというところを究明すること、それから、これが発達してくる過程、何時間にどの程度の大きさにこれが発達してくるか、そのときにどういふ作用が行なわれるか、それから、さらにこれが日本へ近接してくる過程、——大体

マリアナ群島の方面から沖縄目がけて、いわゆる台風銀座といわれておるところを通過してきておるのであります。この発達し、近接してくる過程。それから沖縄の南の方で、今度は北東に転回するわけでありまして、その北東に転回するのは、アジアの上空を西から東に向かつて飛翔しているジェット気流に押されて東の方に転回するわけでありまして、その地点及びジェット気流との因果關係、それから、さらに本土へ上陸するときのいろいろな動態、それから上陸する際に、今度の伊勢湾のような海あるいは陸地に当たると、そのときにおける雨量、それから、上陸時におけるいろいろな水や土や、あるいは家屋その他に対する影響、そういう点を究明いたしまして、さらに、それが日本海へ抜け、あるいは本土を縦断して北海道方面へ抜けていく過程を観察して対策を講ずる、こういう一連の關係においてこれをとらまへなければならぬと思つております。そこで、まず発生から発達につきまして、アメリカでも例のハリケーン・プロジェクトというのがあります。国立ハリケーン研究所を作つて非常に究明しておりますが、まだはつきりしておらないようでもあります。理論については、いろいろ二つ、三つあるようではあります。また定説といわれるくらい強いものはないようでもあります。それから、どれくらいに発達したものを台風の目と言へるか、この点については、まだ的確な実験が行なわれておりません。従つて、これらの発生に關する台風の生態を研究するということが非常に重要であらうと思ひます。なぜ

なれば、この発生の際といわれるうちに、もし、これをつぶすことができるならば、大きな災害はこれを避けることができるからであります。そこで、わが国といたしまして、この台風の発生し、発達してくる過程的な生態を研究するといふことが非常に重要であると思ひます。この点については、先進国でありますアメリカ等と密接に協力してこれを行いたいと思つております。その際、雲が非常に発生して参ります。その際、雲が非常に発生して参ることが可能ではないか、現に豪州におきましては、雲物理研究所ができておまして、人工降雨も成功しておるようでありまして、従つて、豪州におけるこれらの研究もわが国といたしましては取り入れまして、台風に向かつて人工降雨といふことを試みるというところも重要であります。大体二十八度の海面で台風が発生しておるようでありまして、これが二十六度の海面にくるとつれておるようです。これは定点観測船の資料によりますと、そういう経験がございします。そこで、今アメリカでやつております人工降雨とも關係いたしました。台風ができたときには幾つかの螺旋状の雲の輪ができるわけでありまして、その雲の輪の一つにドライアイスなり活性炭をまいてその雨を降らしまして、台風のエネルギーの構造が変りますので、方向が変換するといふことが実験されておるのです。そうであるならば、何回かそういう実験を繰り返すことによつて、冷たい海流の上に台風を誘導してこれを消滅せしめるということも、必ずしも夢ではないといふことでもあります。こういう人工降雨と台風の誘導という面もこれ

から大いに研究すべきものでありまして、われわれの研究題目の一つに取り上げたいと思います。

それから、台風が発達して参りましたから、いわゆる台風銀座といわれているところを通つてくるわけですが、日本は戦争に負けて南洋群島を喪失いたしましたして、ほとんど観測の基地を持つておられない。そこで南大東島、沖縄、あの辺に相当優秀なレーダーを備えて情報をキャッチしなければなりません。ところが、あすこは北緯二十九度以南で、日本が潜在主権を持つておつて、米国が行政権、施政権を持つておるわけで、なかなか行政的に近寄れない場所であつたわけです。そこで運輸省とも協議いたしまして、今米国側と折衝しておりますが、南大東島に向かうの費用で相当な観測施設を整備してもらつて、そして、こちらの要望に基づいて百パーセントその情報を日本へよこしてもらひ、ゾンデとか、あるいはレーダーとか、そういう点について今交渉しておる最中でありまして、だいたい有望のようであります。そういうふうにして、沖縄を中心にするあの辺にレーダー網を整備すること、それから、日本へ近接してきましたときに四国の南あるいは紀州半島の南、あるいは八丈島、そういう要所々に、今お話がありましたような優秀なレーダーを備えて、台風の位置を的確にキャッチするということが必要であるように思われます。台風的位置をキャッチするという一つの試みとしましては、台風には、大体御存じのように目ができるわけであります。今度の伊勢湾台風を見ると、大体直径が七百キロぐらいで、目は四十キロぐらいで

あります。つまり十里ぐらいのようです。そして、この目は、南洋でできて、それからずつと移動してくるわけでありまして、目の中に気球を投下いたしますと、そのまま日本へずつとやつてくるという可能性があるのであります。現に、南洋群島で飛んでいた鳥が、台風の中の中に飛び込んで、それがそのまま東京までやつてきて気象台の鉄塔に当たって死んだという例がありまして、その鳥の標本までとつておきまして、その鳥のアメリカにおきまして、台風の目の中にバールンを入れて、そしてこちらからバールンを発射して、常に台風的位置を的確につかんでいる。大体半日ぐらい目の中でずつと移動してハリケーンが本土へ接近したという実験例があります。そのレーダーの写真もとつてあります。そういうことを考えますと、台風の中の中にバールンを入れることによって、刻々その位置をキヤッチするということも不可能ではないようであります。これも一つの大きな研究課題であるとわれわれは思います。

その前に、もう一つは、事前に雨を降らせることはできないかということでありますけれども、台風の半径は今申し上げた大きさですが、高さになると二万メートルぐらいの高度がある。しかし、アメリカの優秀な飛行機ではその目の中でも、あらしの中でも突破しておるわけで、その中に沃化銀とかドライアイス等をまいて降雨が行なわれているという現象から見ますと、ある量については、事前に雨を降らせることも不可能ではないようです。大体大風が上陸したときの大きな損害は、雨の害が非常に大きいのです。ですから、

人工降雨によって台風のエネルギーを喪失させるということも考えていいことだとわれわれは思います。ただ、あまり洋上で早くやりますと、水面から次のエネルギーがまた吸い上げられて、むだになるということもあります。ある程度陸地に接近した場所では、そういうことも全然夢ではないと考えられております。

それから、接近した場合に一番大事なことは、数量予報をするということなんです。今度の伊勢湾台風でも、午前十一時に高潮がくるという予報を出しておりましたが、もし、あのときに、四メートルないし六メートルの高潮がくるから危険だという数量を入れてやれば、あの伊勢湾の堤防は五メートルくらいなんですから、一メートル、オーバーする可能性がある。そうすれば、みんな逃げ出したろうと思うのです。そこで、単に高潮がくるというだけではなくて、どの地点には何メートルから何メートルくらいの高潮がくる、あるいは何メートルくらいの風が吹く、そういう数量予報を測候所をして行なわしめるということが、人命の保護及び災害の防御のために非常に重大なことでありまして、それがなぜできないかということ調べてみましたら、測候所の人員不足や、そういう人的理由があるようです。そこで、これは大へん大事なことでありますから、今度は各測候所及び中央氣象台等に氣象防災官というものを置いて、そうして、常時測候所の統計を民間に流して、何時何分にはこういふような情勢だから、どうしなさいということを、地方団体あるいは建設省その他に通報して、一体となってこれを防

ぐという態勢をとらせる必要があるというこゝと、もう一つは、気象台や測候所に相当な人員を増強してやって、数値計算がやれるようなスタッフを整えるということ、この二つが非常に重要であると思ひまして、来年度予算にそれを運輸省方面から要求してもらつてゐる最中でありませう。そういうふうにして、数量予報をするということと、それから、地方団体その他と一体になつて防災を行なう態勢を整えるということ、これが具体的には非常に重要な問題であると思ひます。

ところいろいろな点について、発生から防御に至るまでいろいろな整備を行ない、雲物理の研究等も行ないまして、できるだけ早期に災害を未然に防ぎ、あるいは極小にとどめるように、今後とも努力していきたいと思っております。

○松前委員　災害の問題に政府が非常に関心を寄せられておるのはけっこうだと思いますが、一言、長官の御意見も承り、それから災害に関する考え方について、今までの考え方と少し違った考え方をもって臨んだらどうかと私は思うものでありますから、一つ御意見を承つてみたいと思います。と申しますのは、私は、災害は——災害というよりも台風というものは、一つの偉大な資源だという見方をしておるのです。台風をこわがるなんという考え方は間違いだ、こういうふうに私は考えております。もし日本に台風がないならば、日本の水力というものは相当に滅殺されてくる、私はこういうふうに見ております。台風のおかげで、日本はいわゆる世界有数の水力国として数えられておる、こういう見方をして、言

いかえると、台風資源論の立場から、大自然をいかに克服するかという考え方に立たなければならぬ、こういうふうに私は見ておる。でありますから、ただいま長官のいろいろな御説明がありましたように、いわゆる学者たちがいろいろなことを考えておられる考え、方と多少方向を変えまして、むしろ台風というものは日本の特産品であり、しかも、これなくして日本の資源はないというくらいのか考え方では、大抵克服する必要がある、私は、そういうふうな考え方における、いわゆる研究という問題を一つ取り上げてもらいたい。これに対してどういう御意見をお持ちであるか、これが第一の質問であります。

まとめて申し上げますが、第二の問題は、従来、災害というものが起こりますのは、台風それ自身の風の力、あるいは雨による被害ということになりますけれども、これは単にそれだけでもって考えてはならないのであつて、国土計画、あるいはまた、河川の計画等が合理的に行なわれておるならば、そういう災害は起こらない場合が非常に多いのです。これはいろいろ建設省その他農林省等に関連のあることでありまして、これこそ、総合的に調整をとつていかないと、災害の原因を起す場合が非常に多い。私どもの経験したところによると、例をもつて申しますれば、たとえば、阿蘇山の北側と南側から流れてきた白川と黒川という川が、立野で白川という川に合流しまして、それが熊本市に流れて有明海に注いでおる。あれは、かつてえらい洪水を起こしまして、熊本市が泥沼になつてしまつて非常な人命が失われたこと

があります。私は、あれを考えてみると、昔はああいうことはなかった。いまだかつて白川の洪水というものが堤防を越して熊本市に侵入するなんということはなかった。川の底が非常に上がったときとか、そういうことも多少はございまして、いまだかつてそういうことはありませんでした。それがどうして起こったかというのを私は非常に疑問に思つて、調べたというわけじゃないが、ほんやり考えてみた。ところが、その原因は阿蘇自体にあった。言いかえると、阿蘇総合開発という美名のもとに隠れて、北の方の、いわゆる阿蘇谷というところの河川を改修なすつた。そこに問題があるとは私は見ております。まだ政府はそういうことは言っておりません。責任問題になりますから、お役人さん、なかなかシャッポを脱ぎません。けれども、そうなんでありまして、かつて加藤清正は、非常に治水の名人でありましたが、あそこを河川を、非常にえんえん長蛇のごとき曲線で水を流した。それをまっすぐに河川改修をやつてしまったのですから、その水が非常にハイ・スピードで立野の合流点にやってくる。南郷という南の方は非常に急流でありますから、すぐやってくる。昔は、えんえん長蛇のごとき黒川の水は、ずいぶんおそく立野にやつてきた。その立野にやつてくる前に、南郷の急流がぐんぐん流れてしまつて、そのあとでもつてお留守を引き受けて流れていくというのですから、水かさはいまより上らない。こういうことで調節をされておつたのが、河川改修によつて、これが一緒にあそこへ集まつてくるのですから、そこで従来の水

かさの倍近いところの水かさになつて、オーバーフローして、下流においてはああいうふうなむざむざな災害を与える。こういうふうなことが総合的に考えられなければならないのであります。先ほどお話がありましたように、人命というものは、あるいは、また個人の災害に対しては、早く事前予知いたしますれば避難その他によつてこれは救うことができることは申すまでもない。そのときでも、実は水かさがかつてきたならば、熊本市がめちやくちやになるだろうというところはわかつておつた。それを、だれも責任者はなして、熊本市に知らそうにも、そんなことを知らせようもないし、また、市役所に知らせたつて、市役所はそうかというだけで、何もすることはなく、こういうふうなことで、非常な大きな、いわゆる人命被害があつたことは言うまでもありませんし、これらの問題も残つております。それから、もう一つは、河川の中で、最近小さな河川の災害が非常に多いのです。小さな河川の災害が非常に多いのは、河川の兩岸を、盛んに護岸工事をやるということだけで私は解決するものではないと思ふのです。というのは、小さな河川は、いろいろな灌漑用水その他に使つております。そうすると、その灌漑用水のせき、水門が方々に設けられてある。ところが、この水門の管理者が何か水利組合の組合長ということになつてゐるらしい。組合長さんは、どこかの辺の非常な名望家でありまして、どうも水かさが増しそうだから、あそここの水門をあけなくちやならぬという義務は負つてない、だれといつて専従者はいない、たんばに水が必要な

ときには適当に水門を締める、締めてほつたらかして置いて、雨が降つたつて別にあけに行く義務も何もない、こういう水門の管理の姿である。それが実は大きな災害を起してゐる。水門を締めたまま、そして、上の方へまるで池を作つたやうなものでありまして、それで大災害が起つた例がございまして、そういうやうな農地との問題にまた関連性があるものであります。技術的な問題もあると同時に、行政的な問題、行政機構の問題もありまして、あるいはまた、全体としての有機的な行政の結合ということが必要になつてくる。こういうことでありますので、災害というものは、決して科学者だけで解決がつくものでなく、農林省あるいは建設省等の、いわゆる治水工事、あるいはまた灌漑工事、これらのものが総合的に、もつと大局から見て計画されなければならぬという面が非常に多いのです。私は、伊勢湾台風の実情はあまりよく知りませんが、あれども、おそらく、そういう面があつたろうと思ふ。また、ああいう高潮による堤防の決壊というものがどうして起こるか。もちろん、高潮ですからオーバーフローして起こるというところはわかる。ところが、堤防がなぜあんなに弱いのであるかという問題になります。伊勢湾や有明海のやうなところは非常に泥土が堆積したてでありまして、下の方は、まるでのりの表面のやうなことになる。下はぶわぶわの泥沼で、幾らでも中に入り込める。こういうところに、上の方にただ石や泥を積んで堤防ができたとおつしやつておられるだけの話でありまして、これこそ、砂上の楼閣どころでな

く、泥土の上の楼閣でありまして、重いやつがふわふわした上に載つてゐるというだけのものが、あの辺の堤防であります。そういう堤防の作り方でもつてやつておるものですから弱い。下の方は浮動してゐる、まるでゆらゆらしておりますから、表面に出たところの堤防というものは非常に弱いのであります。まるで決壊さして下さいというやうな堤防が、ことに干拓地などにはあるのであります。こういう基本的な問題が総合的に解決されなければならぬと思ふのですから、やはり科学が中心にならなくてはなりませんけれども、それから派生いたします行政措置その他の問題もこれによつて解決しなければならぬ。そういう意味において、台風対策に関する委員会でも、常置研究所を作りまして、これによつて具体的な諸問題を摘発して、行政的にこれを各省の関連性において片づける、こういうのが早急に、こういう非常に大きな被害を受けたのを契機となさなければならぬと思ふのであります。これについて一つ御意見を承りたいと思ふ。

せつかく新大臣を迎えたのだから、一つこの辺は特に御尽力願ひたいと思ふのであります。まず第一の問題は、例の台風資源論という立場から、台風というものは、これに打ち勝つことができないならば、何もこれを消さぬでもいい、かえつて適当な台風がきた方が私はいいと思ふ。こなければ日本の水力資源は枯渇する、勝てば偉大な資源だと思ふ。勝つためには、あとで第二の問題として申し上げた治山治水というものが、どうも近ごろ部分的になつてしまつて、また、政治的な、つまらぬ選挙運動なんかのえさみたいになつてしまつて、あるところだけ河川改修をやる、そのために全体の災害が大きくなるというやうなことが非常に露骨に最近現われてきた、これらに対する科学的な、良心的な措置を講ずる基本計画をなすためのしかるべき研究機関を作る、あるいはまた調査機関を作る、常置機関を作る、こういう問題についてどういふお考えであるか、この二つの問題について伺いたい。

○中曾根国務大臣 確かに、第一のお話の通り、台風は一面から見れば重大な資源であるだろうと思ふ。日本に雨の恵沢をもたらしてこれだけの人口を養うという背景には、台風の恩恵がわれわれの目に見えないところに非常にあるように思ふ。ただこの台風は猛威をふるわせておくだけではいけないのであります。一面においては、防衛方面で河川及び港灣等の施設をすると同時に、また積極的攻勢に出て、洋上においてコントロールするといふことも必要であると思ふ。必要な台風はできるだけ入れてもいい、しかし、害を与えそうなのは回避した方がいい、その程度まで人類がこれをコントロールできれば、自然改造に非常に大きな役目を果たすだろうと思ふのであります。そういう二つの面に分けて、われわれは今後努力をいたしてみたいと思ふ。

第二の、総合的な防災科学を確立せよというお話は、全く同感であります。現在科学技術庁に、今度の災害にかんがみまして臨時台風科学対策委員会を作りまして、関係方面の学識経験者等を網羅いたしまして、来年の三月末ごろまでに今度の災害にかんがみて

全般的な調査をいたしまして、その結果に基づき、雨の關係、高潮の關係、堤防の關係、河川の關係、それから人的組織の關係、行政機構の關係等、全般にわたって検討いたしまして、国としての大きな対策を樹立する基礎を確立し、その方向へ前進していきたいと思ひます。御意見の趣旨は非常にごもつともであると思ひますので、御趣旨を体しまして努力をいたしたいと思ひます。

○松前委員 一つ大いに御努力をお願いいたします。この問題は、この前の二十六号台風でしたか、あのとき特別法案を作つていろいろやりましたが、ああいう法案とかなんとかいふのは、始末だけの話であつて、まことに消極的な修理の仕事でありますから、ああいうのは、私は、やはり基本的な政治じやないと思ひます。やはり、たゞいまのよき基本的な将来に対するかまをしておくといいことが、一番大事なことであると思ひます。ただいまの台風科学対策委員会ですか、これをお作りになつておられるのですか。学識経験者というお話でありますけれども、学識経験者というものは非常にいろいろな方ばかりなのであります。部分的であると思ひますが、どうもやはり、そういう方によつてのみ計画されたものでは総合性がなくなるおそれもある。この辺は、もう少し幅広い意味においてそれらの経験者をお集めになつたらどうかという感じを持つております。たとへば、先ほども話したように、片方の水流を早くしたら水かさが増倍になるというところはわかり切つた

話です。ところが、それを早くすることが災害を防ぐことになるので、これは狭い範囲の災害を防ぐだけですが、その地方のお百姓さんたちは非常に喜んでおります。喜んでおりますが、下の方では、もう大迷惑だということになる。小さな災害を防ぐために大きな災害を引き起す、こういうのが、最近の河川の改修その他を通じて、非常に私は方々に現われてきておると思ひます。こゝういふ点に対するほんとうの科学的な診断、あるいはまた、これが行政に対して相当の影響のある權威を持つた診断を下して、そうして、基本計画に従つて、各省でそういう事態が起らないように、あらかじめ協力していくという態勢、すなわち、相当な權威を持つた姿にして、その決定を尊重するようにしなければならぬのではないかと、こゝういふふうに思ひます。また、これは台風だけではなく、災害全体に対して考へておかなければならぬ問題だと思ひます。そのときに、各省がまたいろいろ代議士なんかの運動によつて部分的なことをやる、こゝういふことのないように、総合的にやる災害で、部分的に水をほんのしばらくためておく、このくらいはがまんする、そして、他の方は完全に助かるようにする。大を助けるために小を少し犠牲にするくらいのこととは考へなくてはならないにもかかわらず、それが逆になつておる。それらに対して、一つ大きな調整をやる権限を与える必要がある。そういう意味において、科学技術庁はどうか、ふうにお考へになつておられるか、ちよつと伺ひたい。

○中曾根國務大臣 各行政機関がばらばらにその施策を行なうということが、結局大きな意味で見て、大きな災害のもとになるという御趣旨はごもつともだと思ひます。ただいまの、上流の方の小区域の災害を防止しようとして、下流の大災害を引き起す、こゝういふことも、われわれは慎重に検討しなければならぬと思ひます。各省にまたがつておられます。こゝういふいろいろな技術系統、設計その他の機能というものを一元的に調整して、全般的に見て、災害を起さないような措置を講じさせる、こゝういふことは、非常に重要であると思ひます。現在の機構上から見ると、御指摘の通り、非常にむづかしい問題があります。また、いろいろ政治的關係等から参りまして、純粋な科学的施策というものが歪曲されるおそれがないとは申し上げられないと思ひます。従ひまして、今作つております台風科学対策委員会の調査等を待ちまして、その辺をよく検討してみまして、必要あらば、各省に対して、あるいは内閣総理大臣等に対して私の所見を開陳いたしまして、努力して参りたいと思ひます。

○松前委員 今の台風対策委員会ですか、それだけでは足りないだらうと思ひます。台風はその一部分であるといふことになつて出されたらどうか、今後新しく、また構想を練り直されたらどうか。そして各省から、ことに建設省、農林省等が英知をしぼつていろいろな計画案を出されるのであります。けれども、先ほど私が申し上げたような例は、これはほんの一例であります。こゝういふような事態が実に方々にある。こゝういふようなものをどこかで

調整しなくてはならないと思ひます。でありまして、科学技術庁が中心となりまして、それを調整する何か機關を内閣に設けて、そこをパスしなければ、具体的にこれが政府の計画案にはならないといふようにする必要があるんじゃないだろうか。これは運用の問題になります。少なくとも、こゝういふふうにして誤りのない災害対策を立てる。せつかくお金をかけて建設をするならば、災害をまた起すような、つまらぬ建設だけはやめてもらいたい。同時に、今度の災害に対してつと強い防衛策を科学的に考へ、これらの建設に適應するようにしてはならぬと思ひます。この点はこゝういふふうにお考へてはいかがでしょうか。中央機關を作つて、そこをパスしなければ、一応実行には移さぬといふような仕組みを一つ作つてやつてみたかどうか。こゝういふ行政機構は複雑ですけれども、こゝういふふうにしてみたかどうか。こゝういふふうの思ひ、いかがですか。

○中曾根國務大臣 御趣旨はごもつともであると思ひますので、よく検討してみまして努力したいと思ひます。

○村瀬委員長 この際、小委員会設置の件についてお諮りいたします。先ほどの理事会で協議いたしました結果、台風科学対策に関する小委員会を設置して調査を進めることに決定いたしました。が、本小委員会を設置するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○村瀬委員長 御異議なしと認め、委員長は、小委員を十一名とし、私のほか

秋田 大助君	小平 久雄君
西村 英一君	平野 三郎君
前田 正男君	岡 良一君
岡本 隆二君	堂森 芳夫君
松前 重義君	内海 清君

を指名いたします。なお、小委員長には私が当たることといたします。

なお、委員の異動等に伴う小委員の補充選任等並びに参考人より意見を聴取する必要がある場合には、その期日、人選、その他所要の手続につきましまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○村瀬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○村瀬委員長 次に、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。すなわち、先般来本委員会において調査中のコールドホール改良型原子炉の安全性に関する問題につきまして、来たる十七日午前十時より、原子力委員会原子炉安全審査専門部会部会長、東大教授矢木栄君、同部会員第七小委員会主査、通産省コールドホール改良型原子力発電所審査委員長、東大教授

福田錦雄君及び同部会員名大教授坂田
昌一君、以上三名の諸君を参考人とし
て意見を聴取いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村瀬委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。

○松前委員 コールダーホール改良型
に対する安全審査専門部会の答申の内
容の書類を一つ御提出願いたいと思ひ
ますが、委員長からよろしくお取り計
らい願ひます。

○中曾根國務大臣 承知いたしまし
た。

○村瀬委員長 本日はこの程度にとど
め、これにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

昭和三十四年十一月十七日印刷

昭和三十四年十一月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局